

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区分		要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納			
		期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額		
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額						
所得税	源泉分	21,773	4,893	6,639	1,441	28,412	6,334	8,673	2,058	19,739	4,276		
	申告分	56,376	9,070	28,314	5,177	84,690	14,247	34,614	5,997	50,076	8,250		
	計	78,149	13,963	34,953	6,618	113,102	20,581	43,287	8,055	69,815	12,526		
法人税		4,484	2,570	3,221	2,549	7,705	5,119	3,836	2,790	3,869	2,329		
相続税		742	1,288	697	695	1,439	1,983	754	660	685	1,323		
消費税	外	-	3,576	外	-	4,884	外	-	8,460	外	-	3,694	
		73,301	14,391	31,374	18,540	104,675	32,931	36,814	18,504	67,861	14,427		
その他		522	43	1,880	239	2,402	282	1,709	212	693	70		
合計		外	-	3,576	外	-	4,884	外	-	8,460	外	-	3,694
			157,198	32,255	72,125	28,641	229,323	60,896	86,400	30,221	142,923	30,675	

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成27年6月30日

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

区 分	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額									
平 成 22 年 度	外	件 -	百万円 4,528	外	件 -	百万円 4,760	外	件 -	百万円 9,288	外	件 -	百万円 4,436			
		175,581	42,845		86,053	31,170		261,634	74,015		82,734	32,228	外	件 178,900	百万円 41,787
平 成 23 年 度	外	件 -	百万円 4,436	外	件 -	百万円 4,505	外	件 -	百万円 8,941	外	件 -	百万円 4,696	外	件 -	百万円 4,245
		178,900	41,787		87,691	28,932		266,591	70,720		87,508	31,640		179,083	39,080
平 成 24 年 度	外	件 -	百万円 4,245	外	件 -	百万円 4,195	外	件 -	百万円 8,440	外	件 -	百万円 4,441	外	件 -	百万円 3,999
		179,083	39,080		79,391	26,218		258,474	65,298		89,044	29,539		169,430	35,759
平 成 25 年 度	外	件 -	百万円 3,999	外	件 -	百万円 3,840	外	件 -	百万円 7,839	外	件 -	百万円 4,263	外	件 -	百万円 3,576
		169,430	35,759		73,740	25,125		243,170	60,884		85,972	28,629		157,198	32,255
平 成 26 年 度	外	件 -	百万円 3,576	外	件 -	百万円 4,884	外	件 -	百万円 8,460	外	件 -	百万円 4,766	外	件 -	百万円 3,694
		157,198	32,255		72,125	28,641		229,323	60,896		86,400	30,221		142,923	30,675

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
門 司	1,603	177	771	286	2,374	463	1,050	308	1,324	155
若 松	2,284	284	1,773	643	4,057	927	2,138	652	1,919	275
小 倉	7,420	1,059	4,088	1,594	11,508	2,653	4,518	1,529	6,990	1,123
八 幡	5,918	786	3,356	1,167	9,274	1,953	3,841	1,157	5,433	796
博 多	8,814	1,529	4,381	2,136	13,195	3,666	5,297	2,198	7,898	1,468
香 椎	11,845	1,790	4,879	1,884	16,724	3,674	6,326	2,121	10,398	1,553
福 岡	13,073	2,217	6,812	2,671	19,885	4,888	8,029	2,790	11,856	2,098
西 福 岡	13,514	1,808	5,231	1,819	18,745	3,627	7,277	2,004	11,468	1,623
大 牟 田	2,596	285	1,552	505	4,148	790	1,667	482	2,481	308
久 留 米	6,852	934	3,434	1,358	10,286	2,292	4,221	1,381	6,065	911
直 方	2,399	280	860	284	3,259	564	1,148	312	2,111	252
飯 塚	3,018	340	1,678	553	4,696	893	2,127	586	2,569	307
田 川	2,169	299	987	315	3,156	614	1,235	341	1,921	274
甘 木	1,426	170	875	317	2,301	487	915	295	1,386	192
八 女	1,521	197	1,121	343	2,642	540	1,219	346	1,423	193
大 川	752	101	585	204	1,337	304	641	202	696	103
行 橋	1,350	170	1,319	453	2,669	624	1,382	439	1,287	184
筑 紫	9,985	1,298	3,552	1,112	13,537	2,410	4,719	1,203	8,818	1,207
福 岡 県 計	96,539	13,722	47,254	17,646	143,793	31,368	57,750	18,346	86,043	13,021
佐 賀	7,227	904	3,346	1,094	10,573	1,998	3,744	1,115	6,829	883
唐 津	3,660	508	1,380	420	5,040	928	1,772	466	3,268	462
鳥 栖	2,338	325	1,086	437	3,424	762	1,236	435	2,188	326
伊 万 里	2,035	221	837	265	2,872	486	1,015	279	1,857	207
武 雄	3,056	366	1,431	438	4,487	804	1,632	457	2,855	346
佐 賀 県 計	18,316	2,325	8,080	2,653	26,396	4,978	9,399	2,753	16,997	2,225
長 崎	12,486	1,474	5,054	1,615	17,540	3,089	6,515	1,751	11,025	1,338
佐 世 保	7,297	947	2,742	821	10,039	1,768	3,571	922	6,468	846
島 原	1,741	210	1,132	370	2,873	580	1,074	342	1,799	238
諫 早	4,271	562	1,741	590	6,012	1,152	2,212	609	3,800	543
福 江	769	99	463	150	1,232	249	509	158	723	91
平 戸	1,600	172	808	228	2,408	400	1,036	241	1,372	159
壱 岐	715	90	155	70	870	160	377	86	493	74
厳 原	509	72	350	89	859	160	419	99	440	62
長 崎 県 計	29,388	3,627	12,445	3,931	41,833	7,558	15,713	4,207	26,120	3,351
局 引 受 分	12,955	12,581	4,346	4,412	17,301	16,993	3,538	4,915	13,763	12,078
総 計	157,198	32,255	72,125	28,641	229,323	60,896	86,400	30,221	142,923	30,675

(注) この表は、「1滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額 (支 払 命 令 官 分)
	千円
平 成 22 年 度	186,571,777
平 成 23 年 度	147,461,397
平 成 24 年 度	153,800,817
平 成 25 年 度	137,741,308
平 成 26 年 度	154,550,182
源泉所得税及復興特別所得税	69,767,037
申告所得税及復興特別所得税	7,727,823
法 人 税	16,270,170
消 費 税 及 地 方 消 費 税	57,783,119
そ の 他	3,002,035
還 付 金 合 計	154,550,182

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

用語の説明：「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。